

平成 31 年 度



# 学校基本調査の手引

— 学 校 施 設 調 査 —

(学 校 用)

幼 稚 園 幼保連携型認定こども園

小 学 校 中 学 校 義務教育学校

高 等 学 校 中等教育学校 特別支援学校

専 修 学 校 各 種 学 校

## ま え が き

学校基本調査は、我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、基幹統計を作成するための調査であり、昭和23年から毎年実施しています。幼稚園から大学まで全国すべての学校を対象に、その学校数・学級数・在学者数・教職員数・施設・経費等の基本的事項についてもれなく調査されます。

この「手引」は、学校施設調査票作成のためのものです。「手引」の説明を熟読して、本調査の意義及び重要性について十分理解の上、所定の調査票を正確に記入・作成してくださるようお願いいたします。



文部科学省

## ◎ 本年度調査の変更点

な し

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp>) で御覧いただけます。

**文部科学省トップページ>「白書・統計・出版物」>「統計情報」>「学校基本調査」**

### ◆調査結果の公表について

8月上旬・・・速報

12月下旬・・・報告書

上記学校基本調査のページの**「結果の概要」**及び**「年次統計・統計表一覧」**で閲覧できます。

### ◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの**「平成31年度学校基本調査について」**で閲覧できます。

### ◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで**「質疑応答集（初等中等教育機関，専修学校・各種学校編）」**を閲覧できます。

- ・この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象である学校や法人等のみなさまには、統計法に基づく報告義務があり、虚偽報告については罰則があります。
- ・この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

## 目 次

I	学校基本調査の概要	2
II	学校施設調査の実施方法	2
III	調査票の作成要領	4
IV	オンライン調査システムの使用手引（学校用）	7
I	オンライン調査システムの概要	7
II	オンライン調査システムの使用方法	8
1	ログインの方法	8
2	電子調査票の取得	14
3	電子調査票の入力	16
4	エラーチェック・回答送信	19
5	データの保存，送信確認	22
6	送信内容の確認，修正	23
	回答データの送信ができない場合の対処方法	26
	電子調査票のページ構成	27
III	Q&A（よくあるお問い合わせ）	28
	調査票様式	32
	問合せ先	

学校施設調査の調査票の作成については、こちら。

オンライン調査システムの利用方法を分かりやすくまとめています。ログインの方法、調査票ダウンロードの方法など。

オンライン調査システムについての質問はこちら。よくあるお問い合わせをまとめています。

オンライン調査システムについての問合せ先などはこちら。

## I 学校基本調査の概要

- 1 学校基本調査は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、文部科学省が毎年実施しています。
- 2 基幹統計とは、国勢調査等、行政機関が実施する重要な調査で、統計法（平成19年法律第53号）により定められています。
- 3 調査の結果は次のように利用されています。
  - (1) 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
  - (2) 国から地方公共団体に交付する地方交付税の算定及び教職員の給与、その他教育上必要な諸経費、補助金等の算定のための基礎数値
  - (3) その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料
- 4 全国の学校の概況がこの調査によって把握され、まとめられた結果は「学校基本統計（学校基本調査報告書）」等の刊行物やインターネット上で文部科学省総合教育政策局調査企画課が公表します。
- 5 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

## II 学校施設調査の実施方法

### 1. 調査対象及び調査票

調 査 対 象	調 査 票
① 国立及び私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校	学校施設調査票（高等学校等）
② 公立の幼保連携型認定こども園及び専修学校 （公立大学法人立を除く。）	
国立、公立及び私立の各種学校	学校施設調査票（各種学校）

※大学・短期大学及び高等専門学校については、学校基本調査の手引（大学・短期大学・高等専門学校）を参照してください。

### 2. 調査票の配布、作成、提出先、提出期日等

- ① 調査票は、便宜上、他の調査票とともに学校長宛てに送付する場合がありますが、報告者は3～4ページの表のとおりですので、調査票の作成、提出については遺漏のないようにしてください。
- ② 公私立学校の場合、都道府県によっては、調査票の配布、収集の系統を変更している場合がありますので、提出方法は、都道府県又は市町村の指示に従ってください。

## ア オンライン調査システムによる提出の場合（全学校共通）

### 調査書類の配布

「調査の手引」，調査対象者ID等，システム利用に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので，配布されたID等を用いてシステムにログイン後，「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用方法については，7ページ以降を参照ください。

なお，本手引は文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ (<http://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」

→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成31年度学校基本調査について」

### 調査票の提出

報告者，調査期日，作成単位，提出期日等は，3～4ページの表のとおりです。電子調査票に調査データを入力し，回答データの送信をもって調査票の提出となります。

### （調査書類の配布系統）

国立の学校	文部科学省 → 大学本部事務局
公立の学校	都道府県又は市町村 → 各公立学校
私立の学校	都道府県又は市町村 → 各私立学校の設置者

※国立学校の場合，調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は，文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に連絡してください。

（電話 03-5253-4111 内線 2264・2265）

## イ 紙の調査票による提出の場合

学校調査票の配布，作成，提出先，提出期日等については，次の表のとおりです。

(1) 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼保連携型認定こども園

区分	国立学校	公立及び私立学校	
		高等学校，中等教育学校の設置者が設置する学校	左記以外の学校
配布部数	作成単位ごとに各2部 (文部科学省提出用，学校用)	作成単位ごとに各4部 (文部科学省提出用，都道府県用，都道府県教育委員会用，学校用)	
配布経路	文部科学省 → 学校	都道府県 → $\left\{ \begin{array}{l} \text{学校事務所} \\ \text{又は設置者} \\ \text{(法人本部等)} \end{array} \right.$	市町村 → $\left\{ \begin{array}{l} \text{学校事務所} \\ \text{又は設置者} \\ \text{(法人本部等)} \end{array} \right.$
報告者	国立大学法人	設置者	
調査期日	5月1日		
作成単位	本校(園)・分校(園)別		
提出部数	1部	3部	
提出先	文部科学省 (総合教育政策局調査企画課)	当該学校の所在する都道府県 (統計主管課)	当該学校の所在する市町村 (統計主管課)
提出期日	7月31日	都道府県知事が定める日	市町村長が定める日

(注) 1. 公立学校は幼保連携型認定こども園のみ調査します。2. 高等学校には，通信制課程のみを置く高等学校を含みます。

(2) 専修学校, 各種学校

区分	国立学校	公立学校	私立学校	
			高等学校, 中等教育学校の設置者が設置する学校	左記以外の学校
配布部数	作成単位ごとに各2部 (文部科学省提出用, 学校用)	作成単位ごとに各4部 (文部科学省提出用, 都道府県用, 都道府県教育委員会用, 学校用)		
配布経路	文部科学省→学校	都道府県 又は 市町村	→ 校長	都道府県 → { 学校事務所 又は設置者 (法人本部等)
報告者	国立大学法人	校長	設置者	
調査期日	5 月 1 日			
作成単位	本校(園)・分校(園)別			
提出部数	1 部	3 部		
提出先	文部科学省 (総合教育政策局 調査企画課)	①都道府県立の学校 当該都道府県 (統計主管課) ②市町村立の学校 当該市町村 (統計主管課)	当該学校の所在する都道府県 (統計主管課)	当該学校の所在する市町村 (統計主管課)
提出期日	7 月 31 日	①都道府県知事の 定める日 ②市町村長の 定める日	都道府県知事が定める日	市町村長が定める日

### Ⅲ 調査票の作成要領

学校施設調査票の作成に当たっては、以下の説明及び調査票の欄外に記載している **調査票の作成** , **記入上の注意** 等を熟読して記入してください。

また、調査票記入後は、調査票の欄外に記載している **記入後の確認事項** により必ず確認してください。

#### 1. 数字の記入方法等

調査票の記入に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 調査票の各欄に数字を記入する際は、各欄の桁目の右側につめて記入します。例えば 

--	--

 の欄に「35」と記入する場合は、

3	5
---	---

 のように記入します。また、該当する数値がない場合は、空欄のままとし、「0」は記入しません。
- (2) 数字は1桁ごとに1字ずつ、ていねいに記入し、桁目からはみ出さないようにしてください。
- (3) 各調査事項の欄外にある 

※	5	0	1	0
---	---	---	---	---

 は、電算処理のために必要なものですので、調査内容と直接の関係はありません。
- (4) その他、都道府県から指示があった場合は、その指示に従って調査票を作成してください。

2. 「都道府県番号」, 「学校調査番号」, 「設置者別」及び「本校分校別」の各欄は必ず記入してください。

(1) 「都道府県番号」

各調査票の欄外にある「都道府県番号」欄の記入は、次の「都道府県番号一覧表」により行います。

都道府県番号一覧表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎

(2) 「学校調査番号」

欄外にあるこの欄には、都道府県から通知された「学校調査番号」を記入します。例えば、4番の場合は「0004」、24番の場合は「0024」、124番の場合は「0124」と記入します。特別に番号変更の通知がない場合は、前年度と番号は変わりません。

＜廃校になった学校について＞

平成30年5月2日から平成31年5月1日までに廃校になった学校については、学校施設調査票は提出の必要はありません。

**もし誤って提出が不要な調査票に回答した場合は、必ず都道府県又は市町村の統計主管課に御連絡ください。**

○「7 私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別」に係る記入上の注意

私立の幼稚園においては、「1 学校法人立」「3 その他の法人立」「4 個人立」のいずれかを記入します。「2 社会福祉法人立」は該当しませんので、ご注意ください。

私立の幼保連携型認定こども園においては、1から4のいずれかを記入します。

○「9 学校建物面積」及び「10 学校土地面積」における「計の対前年度比較」に係る記入上の注意

前年度に回答した各面積と比較し、「1 変化なし」「2 増」「3 減」のうち該当する項の番号を記入します。

前年度から顕著な増減があった場合は、増減が適当であるのかを確認するため、理由を調査票の欄外に記入して提出してください。実際に各面積に増減がなければ、前年度に回答した各面積と比較して数値に差異が生じる場合でも、「1 変化なし」を選択します。また、実際に各面積が増減していれば、前年度の回答と比較して差異が生じない場合でも、実態に即して「2 増」あるいは「3 減」を記入します。

本年度に新設された学校は「1 変化なし」を記入してください。前身の施設がある場合（保育園又は幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園等）でも、前身の施設との面積の比較は行わず、「1 変化なし」を記入します。

○「幼保連携型認定こども園」に係る記入上の注意

※調査票に示す注意のほか、以下に注意してください。

「9 学校建物面積」及び「10 学校土地面積」について

(校舎、屋外運動場)

校舎、屋外運動場については、以下に示す面積を記入してください。

・校舎（園舎）：

保育室、乳児室又はほふく室、遊戯室等の園児の教育・保育等を行う室、職員室、保健室、調理室、便所等の管理関係室、物置等の附属室及び上記各室に附随する玄関、階段、昇降口、渡り廊下等の通路部分をいいます。

・屋外運動場（園庭）：

屋外で運動や遊戯を行うための園庭やその周囲の部分を含みます。

なお、いわゆる代替地や屋上については、一定の要件を満たす場合には園庭の必要面積に算入することが認められるため、認可権者により園庭の必要面積に算入が認められた代替地及び屋上の該当部分については、本調査における屋外運動場の面積に含めるものとします。